

【公認セカンド制度に関する規定修正点】

1 セカンド更新講習の廃止（但し、活動実績を基に更新料は徴収する）

6 各種講習会の受講
~~日連が必要に応じて適宜行う各種講習会を、次の通り定期に受講しなければならない。セカンド手帳を提出し、実績の証明を受けることとする。~~

① 取得年度から4年以内
 ② 各種講習会を受講した年度から4年以内



6 セカンド資格の有効期間
 セカンド資格は日連役員または選手登録することによって継続し有効となる。競技会においてセカンドを行う場合には必ずインテグリティ研修を受講すること。その際にセカンド手帳を提出し、実績の証明を受けるものとする。4年間で1度もセカンドの実績が無かった者は取得後4年目の年度内のセカンド資格試験の際に行われる各級のセカンド講習を受講しなければならない。

2 「8 認定について」下図のとおり、B級セカンドの受講・受験料が全国一律 5000 円となりました。更新料が設定されております。更新方法については改めてご連絡させていただきます。

	受講・受験料（更新含）	認定料	更新料（4年ごと）
A級	5,000円	10,000円	5,000円
B級	5,000円～10,000円 (主催都道府県、ブロックの裁量による)	5,000円	3,000円
C級	0円～3,000円 (主催都道府県、ブロックの裁量による)	徴収しない	3,000円
ワッペン料3,000円（級別）		手帳2,000円	

3 「12 本規定の改廃」 → 「13 本規定の改廃」

4 JCL対UJ統一大会並びにその予選会等に伴う特別措置となります。

「12 プロ登録者のUJ大会等におけるセカンド認定について」

プロジムから出場するUJ選手の競技に限ってプロジム登録者のセカンドを認める。但し当日または事前に該当大会実行委員会が行う競技ルールの講習を受講すること。その際に大会実行委員会は主催団体連盟会長が認めたセカンド認定書を発行するものとする。